

政令第 号

航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十七条第三項（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

別表山形空港に係る項空港等の欄中「八尾空港」を、
「八尾空港
佐賀空港」
に改める。

附 則

この政令は、令和七年七月九日から施行する。

理由

佐賀空港から出発する自衛隊等の航空機に係る飛行計画の通報等に係る国土交通大臣の権限を防衛大臣に委任する必要があるからである。